

議員提出第2号議案

集団的自衛権行使を容認する憲法解釈の変更に反対する意見書

上記の議案を別紙のとおり会議規則第14条第1項の規定により提出します。

平成26年6月26日

提出者

和田 章一郎

尾村 利成

白石 恵子

角 智子

須山 隆

珍部 芳裕

平谷 昭

石原 真一

萬代 弘美

足立 昭二

岩田 浩岳

(別紙)

## 集団的自衛権行使を容認する憲法解釈の変更に反対する意見書

集団的自衛権について、歴代政府は、「国際法上、当然に集団的自衛権を有しているが、これを行使して、我が国が直接攻撃されていないにもかかわらず他国に加えられた武力攻撃を実力で阻止することは、憲法第9条のもとで許容される実力の行使の範囲を超えるものであり、許されない」との憲法解釈を継承してきた。

また、平成16年に閣議決定された政府答弁書では、「憲法解釈を便宜的、意図的に変更するようなことをするとすれば、政府の憲法解釈ひいては憲法規範そのものに対する国民の信頼が損なわれかねない」としており、憲法解釈の見直しについて、政府は従来から抑制的な立場をとってきた。

しかし、安倍首相は自らの私的諮問機関である「安全保障の法的基盤の再構築に関する懇談会」の報告をうけて5月15日に記者会見し、他国のために自衛隊の武力を用いる集団的自衛権の行使について、与党との協議が整えば、行使を可能とする憲法解釈変更を閣議決定する方針を示している。

国の安全保障政策は、立憲主義を尊重し、憲法前文と第9条に基づいて策定されなければならない。時々の政府や国会の判断で解釈を変更することは決して許されるものではない。我が国が集団的自衛権を行使しうするためには、憲法改正という正式な手続きを経て国民の理解の元で進めるべきである。

よって、国においては、集団的自衛権に関するこれまでの政府見解を堅持し、集団的自衛権行使に道を開く憲法解釈の変更を断じて行わないよう強く求める。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。

平成26年 月 日

島根県議会

(提出先)

衆議院議長

参議院議長

内閣総理大臣

防衛大臣